

議案第 1 1 8 号

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例を次
のとおり制定する。

令和 3 年 9 月 2 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例
川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（平成 4 年川崎市条例第 5
1 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第 7 章 雑則（第 4 5 条の 2 ～第 5 0 条）」

を

「第 7 章 雑則（第 4 5 条の 2 ～第 5 0 条）」

第 8 章 罰則（第 5 1 条・第 5 2 条）」

に改める。

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 この条例において「資源集団回収」とは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第
6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体その他の営利を目的
としない団体が、資源の有効利用を目的として、家庭系廃棄物（一般廃棄
物のうち第 1 9 条第 1 項に規定する事業系一般廃棄物以外の廃棄物をいう。

以下同じ。)のうち紙類、布類又は瓶類(一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。))で定める紙類、布類又は瓶類をいう。以下同じ。)を自主的に収集し、又は運搬することをいう。

第6条第1項中「一般廃棄物の処理に関する計画(以下「」及び「」という。))」を削る。

第13条中「(一般廃棄物のうち第19条第1項に規定する事業系一般廃棄物以外の廃棄物をいう。以下同じ。))」を削る。

第23条の次に次の1条を加える。

(家庭系廃棄物の収集又は運搬の禁止)

第23条の2 市又は市長が指定する事業者以外の者は、一般廃棄物処理計画で定める集積所に排出された家庭系廃棄物(資源集団回収により収集し、又は運搬されるものを除く。)を収集し、又は運搬してはならない。

2 資源集団回収を行う団体のうち市長が指定するもの(以下「指定団体」という。)を構成する者であって、当該指定団体による資源集団回収のために紙類、布類若しくは瓶類の収集若しくは運搬を行うもの又は指定団体から紙類、布類若しくは瓶類の引渡しを受ける資源回収事業者以外の者は、指定団体が資源集団回収を行う場所として市長に届け出た場所に排出された紙類、布類又は瓶類を収集し、又は運搬してはならない。

3 市長は、第1項又は前項の規定に違反する行為をした者に対し、当該行為をしてはならないことを命ずることができる。

第47条第1項中「又は建物」を「、建物、車両、船舶その他の場所」に改める。

本則に次の1章を加える。

第8章 罰則

第51条 第23条の2第3項の規定による市長の命令に違反した者は、20

0, 0 0 0 円以下の罰金に処する。

第 5 2 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、目次の改正規定及び本則に 1 章を加える改正規定は、同年 1 0 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

市又は市長が指定する事業者以外の者は、一般廃棄物処理計画で定める集積所に排出された家庭系廃棄物を収集し、又は運搬してはならないこととすること、罰則の整備を行うこと等のため、この条例を制定するものである。